別表第二中

法第七十八条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。	同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十一条第二項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

を

法第七十八条の十五第三準用する場合を含む。）の条の二第一項本文の指定	同法第八十二条第二項の支援事業の廃止があつ第一項の規定による同法の取消しがあつたとき、第一項の規定により同法の効力が失われたとき。	同法第七十八条の八の規の二第一項本文の指定の第七十八条の十の規定に第一項本文の指定の取消法第七十八条の十二にお同法第七十条の二第一項二条の二第一項本文の指き。	同法第九十一条の規定に項第一号の指定の辞退が二条第一項若しくは第百規定による同号の指定のは同法第八十六条の二第指定の効力が失われたと	同法第九十九条第二項の施設の廃止があつたと若しくは第百十五条の三同法第九十四条第一項のき、又は同法第九十四条同法第九十四条第一項のき。	同法第百十三条第二項の廃止があつたとき、同法しくは第百十五条の三十法第百七条第一項の許可又は同法第百八条第一項条第一項の許可の効力が	同法第百十五条の五第二予防サービスの事業の廃百十五条の九第一項若し第六項の規定による同法指定の取消しがあつたとの十一において読み替えの二第一項の規定により文の指定の効力が失われ	同法第百十五条の五第二予防サービスの事業の廃百十五条の九第一項若し十五第六項の規定による文の指定の取消しがあつ五条の十一において読み十条の二第一項の規定ににより同法第五十三条第失われたとき。	同法第百十五条の五第二予防サービスの事業の廃

同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第二項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。

規定による指定居宅サーたとき、同法第七十七条条の三十五第六項の規定一項本文の指定の取消し第七十条の二第一項の規第一項本文の指定の効力	規定による指定居宅サーたとき、同法第七十七条条の三十五第六項の規定一項本文の指定の取消し第七十条の二第一項若し規定により同法第四十一力が失われたとき。	規定による指定居宅サーたとき、同法第七十七条条の三十五第六項の規定一項本文の指定の取消し第七十条の二第一項若し規定により同法第四十一力が失われたとき。	項の規定による指定地域廃止があつたとき、同法よる同法第四十二条の二
同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

百十五条の九第一項若し十五第六項の規定による文の指定の取消しがあつ五条の十一において読み十条の二第一項の規定ににより同法第五十三条第失われたとき。	同法第百十五条の十五第二域密着型介護予防サービとき、同法第百十五条の五十四条の二第一項本文とき、又は同法第百十五する同法第七十条の二第五十四条の二第一項本文き。	同法第百十五条の二十五第介護予防支援の事業の廃百十五条の二十九の規定一項の指定の取消しがあ十五条の三十一において二第一項の規定により同定の効力が失われたと	同法第百十五条の四十五の百十五条の四十五の三第つたとき、又は同法第百項の規定により同法第百項の指定の効力が失われ